

その他のご留意事項

- この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響をあたえることはありません。
- この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかつたり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎0120-555-835

受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。



しんきんのがん保険

東京海上日動あんしん生命の

がん治療支援保険 NEO



TOKIO MARINE
NICHIDO

がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型) [無配当]

2020年3月



あんしんセエメエ

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など

*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
https://www.tmn-anshin.co.jp/

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>
☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関わるご相談>

☎0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

重要事項説明書 兼 パンフレット

がん保険のお申込みは信用金庫へ

ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただけますようお願いいたします。

ご注意くださいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

「がん」は早期に適切な治療を受けることで、治せる時代になってきました。

最新の治療実態に合わせた最良の治療選択のための保障を！

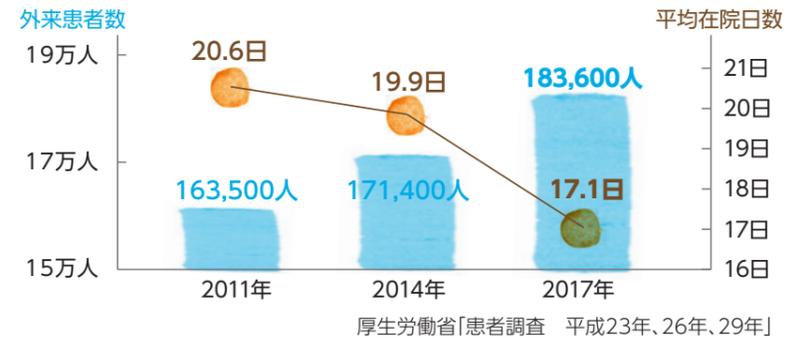
●全国がんセンター協議会加盟施設における5年生存率(2008年～2010年診断例) 全症例 男女計

部位	臨床病期	5年相対生存率(%)
全がん	I	91.9
	II	82.9
	III	53.8
	IV	22.2

(公財)がん研究振興財団「がんの統計'18」より

早期発見できれば、
がんは怖くない！

●がん(悪性新生物)の推計外来患者数と平均在院日数



通院による
がん治療も
増加しています！

POINT 1

がんと診断確定された場合に、費用の心配なく、
最良の治療を選択できるよう、
一時金でしっかりサポート！

- 診断給付金は何度でもお受けいただけます。(※1)

<悪性新生物初回診断特約を付加した場合>

- 初めてがん(※2)と診断確定された時の保障を手厚く準備することも可能です。

上皮内新生物でも、
診断給付金を
お受けり！(※1)

POINT 2

最新の治療実態にあわせ、
放射線治療、抗がん剤治療、先進医療を受ける際の
経済的負担をしっかりサポート！

<それぞれ、がん手術特約、抗がん剤治療特約、がん先進医療特約を付加した場合>

- 抗がん剤治療は長期にわたることも多く、経済的な負担が心配されます。
- 公的医療保険制度の対象外となる先進医療を受けた場合の技術料は全額が自己負担となります。

先進医療の自己負担額は高額になることも

陽子線治療	重粒子線治療	厚生労働省「第71回先進医療会議」の資料 「平成30年度実績報告(平成29年7月1日～平成30年6月30日)」 *年間実施件数は、陽子線治療が1,663件、重粒子線治療が1,008件となります。
約272万円	約314万円	

POINT 3

がん(※2)と診断確定された場合には、以後の保険料はいただきません。
生活の経済的負担を軽減して
しっかりサポート！

<悪性新生物保険料払込免除特約を付加した場合>

保険料負担の
不安を解消！

さらに！

がんになったお客さまに
直接向き合う「がんお悩み
訪問相談サービス」も
ご利用いただけます。(※3)

- 詳細はあんしん生命のHPでご覧いただけます。

専門の相談員が訪問し、
お客さまの不安やお悩みの原因について
一緒に考え、お役にたてるような
情報やツールを提供します。



●ご相談事例

ご相談内容

<ご本人のがんについての相談>

軽い気持ちで受けた子宮がん検診で「初期の子宮頸がん」と宣告。
医師から手術を勧められたが、「がん」というだけでショックで、
いきなり手術と言われても不安… (30代女性)

訪問時の対応

本人のご希望により訪問。自宅近くの喫茶店にて面談。
初期のがんは手術療法が有効であること、子宮頸がんの特徴、病状
(ステージ)による治療の違い、治療法等の一般的な説明を行いました。

お客さまの声

「何もわからず不安だったところに直接悩みを聞いてもらえて安心しました。
手術や治療についての情報を得られたことも嬉しかったが、今のやり
場のない気持ちを聞いてもらえただけでだいぶ気持ちが軽くなりました。
手術頑張れそうです。」

がんを克服された方の声

再発が常に頭にある。
再発した場合は、
入院治療への不安よりも
給料が入って
こなくなる
不安が大きい。



退院後も、
外来による抗がん剤治療を
行っていた。
いつまで続くのか
わからず
費用の面で不安だった。



*東京海上日動あんしん生命で実施したがん罹患者と
そのご家族へのインタビューより

(※1) 診断給付金は回数無制限となりますが、2年に1回を限度とします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は、1回限りのお支払いとなります。

(※2) 上皮内新生物は対象外です。

(※3) サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。

がんの根治をめざせる。さまざまな治療法に対応できる。

「がん治療支援保険NEO」

保障内容の詳細については、P.9 契約概要「2 主契約の概要、給付金額等について」、
P.10 契約概要「3 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について」をご覧ください。

法令上給付金額の制限があるお客さまは、Cタイプ・Dタイプに悪性新生物初回診断特約を付加することはできません。

		給付金などの種類		どんなとき		Aタイプ <small>充実プラン</small>		Bタイプ <small>基本プラン</small>		Cタイプ <small>充実プラン</small>		Dタイプ <small>基本プラン</small>	
充実プラン	基本プラン	診断給付金	上皮内新生物は1回限り保障	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定されたとき、および、がん(悪性新生物)が再発したときなど	回数無制限 2年に1回を限度 <small>*上皮内新生物は1回限りです。</small>	一時金 50万円	一時金 50万円	一時金 100万円	一時金 100万円				
		入院給付金	上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の入院をされたとき	支払日数無制限	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 10,000円	日額 10,000円				
		通院給付金 (がん通院特約)	上皮内新生物も保障	がん治療のための入院の前後で、所定の通院をされたとき	通算730日まで <small>*1回の入院で45日までです。</small>	日額 5,000円	日額 5,000円	日額 10,000円	日額 10,000円				
		手術給付金 (がん手術特約)	上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の手術・放射線治療を受けられたとき	回数無制限 <small>*放射線照射等は60日間に1回を給付限度とします。</small>	一時金 10万円	一時金 10万円	一時金 20万円	一時金 20万円				
		抗がん剤治療の治療給付金 (抗がん剤治療特約)	上皮内新生物も保障	がん治療のため、公的医療保険制度の給付対象である所定の抗がん剤治療を月に1回以上受けられたとき	通算60か月まで	1か月ごと 5万円	—	1か月ごと 10万円	—				
		先進医療給付金 (がん先進医療特約)	上皮内新生物も保障	がん治療のため、所定の先進医療を受けられたとき	通算2,000万円まで	先進医療にかかわる技術料	—	先進医療にかかわる技術料	—				
(※)		初めて悪性新生物になったときの診断保険金 (悪性新生物初回診断特約)		初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき	1回のみ <small>*上皮内新生物は対象外です。</small>	一時金 50万円	一時金 50万円	任意付加 一時金 50万円	任意付加 一時金 50万円				
+		がんになった後の保険料の心配はいりません!		がん(悪性新生物)と診断確定されたとき <small>*上皮内新生物は対象外です。</small>		任意付加	任意付加	任意付加	任意付加				

(※) Aタイプ、Bタイプの場合は、悪性新生物初回診断特約もセットとなります。

- 上記の他、所定の範囲でお選びいただけるフリータイプ(Eタイプ)があります。法令上給付金額の制限があるお客さまは、主契約の診断給付金を100万円以上とする場合は、悪性新生物初回診断特約を付加することはできません。
- 信用金庫でお取扱いするこの保険は、払込方法(経路)を月払・年払(口座振替)・個人契約のみのお取扱いとします。
- 保険契約の責任開始期は保険期間の始期から91日目となります。
- 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合は、ご契約は無効となります。
- この保険には、死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。
- 法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入できる給付金額等が制限される場合があります。
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細については、取扱者/代理店にご確認ください。

保険期間・保険料払込期間	①終身保障・終身払込タイプ	②終身保障・60歳払込タイプ	③10年保障・10年払込タイプ
主契約 + 下記以外の特約	保険期間 : 終身 保険料払込期間 : 終身	保険期間 : 終身 保険料払込期間 : 60歳まで	保険期間 : 10年 保険料払込期間 : 10年
抗がん剤治療特約 がん先進医療特約		保険期間 : 10年 保険料払込期間 : 10年	

- ③10年保障・10年払込タイプには、悪性新生物保険料払込免除特約は付加できません。
- ③10年保障・10年払込タイプ、抗がん剤治療特約およびがん先進医療特約は自動更新が可能です。詳しくは、P.15 契約概要「7 自動更新」をご覧ください。

新生物保険料払込免除特約は付加できません。特約およびがん先進医療特約は自動更新が可能です。詳しくは、P.15 契約概要「7 自動更新」をご覧ください。

お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さまは、お取扱いできる給付金額に制限があり、「診断給付金額100万円」までご加入いただけます。なお、Cタイプ・Dタイプまたは、フリータイプ(Eタイプ)で診断給付金額を100万円とする場合は、悪性新生物初回診断特約は付加できません。

- ①事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
- ②事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
- ③事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

(注)①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけない場合があります。また、当該信用金庫で既に他の医療保険等をご契約されているお客さまにつきましては、この保険にご加入いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

Q&A

お客さまからよくいただくご質問です。

Q **どんながんが対象となりますか？**

A 上皮内新生物等の早期のがんも含め、がんを幅広く保障します。

がん治療支援保険NEOは、上皮内新生物等の早期のがんも含め、幅広くお支払いの対象としています。また、早期のがんについても同額で保障をします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回限りです。対象については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q **悪性新生物と上皮内新生物の違いは？**

A **悪性新生物とは**

悪性新生物の特徴に以下の3つがあげられています。

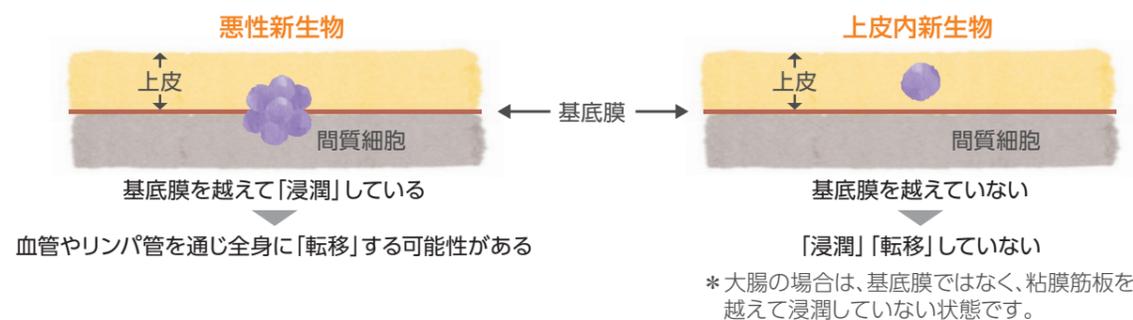
- 自律性増殖：がん細胞はヒトの正常な新陳代謝の都合を考えず、自律的に勝手に増殖を続け、止まることがない。
- 浸潤(しんじゅん)と転移：周囲にしみ出るように広がる(浸潤)とともに、体のあちこちに飛び火(転移)し、次から次へと新しいがん組織をつくってしまう。
- 悪液質(あくえきしつ)：がん組織は、他の正常組織が摂取しようとする栄養をどんどん奪ってしまい、体が衰弱する。

上皮内新生物とは

上皮内新生物は、「上皮内腫瘍」ともいいます。まだ、がん細胞が上皮細胞と間質細胞(組織)を境界している膜(基底膜：きていまく)を破って浸潤していない状態です。浸潤していませんから、多くの場合、切除すれば治ります。

出典 国立がん研究センターがん情報サービス

例 子宮頸部における「悪性新生物」と「上皮内新生物」の違い



上皮内新生物の対象となる例 子宮頸部の上皮内がん・高度異形成、乳腺の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん など

Q **責任開始までの90日間の保険料も払込む必要がありますか？**

A お払込みいただく必要があります。

責任開始までの90日間の保険料は、保険料の計算上、将来給付金等をお支払いする準備金や諸経費としていることから、お払込みいただく必要があります。

Q **2回目以降の診断給付金はどのようなときに支払われますか？**

A 2回目以降の診断給付金のお受取例は以下のとおりです。

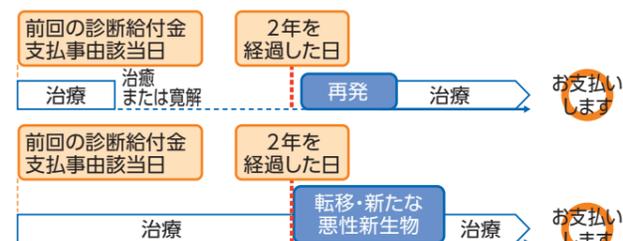
2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日(診断給付金がお支払された場合に限り)以下「前回の診断給付金支払事由該当日」といいます)からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

また、前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内に診断給付金のお支払事由に新たに該当し、前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降にがんの治療を直接の目的とした入院を開始した場合や入院または通院による治療を行っているとき(その治療を行った日において治癒または寛解状態^(*)でない場合に限り)には、その治療を行った日に新たな診断給付金のお支払事由に該当したものとみなして診断給付金をお支払いします。

(*) 治癒または寛解状態とは、悪性新生物を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態をいいます。

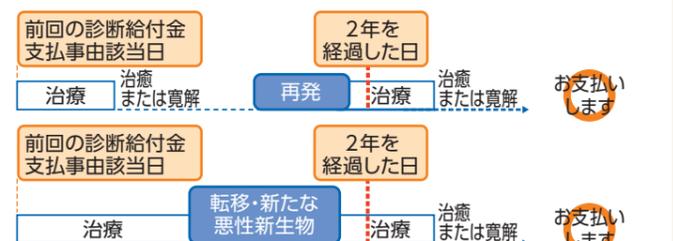
【ケース①】

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降に、再発・転移・新たな悪性新生物が生じた等、診断給付金のお支払事由に該当したとき。



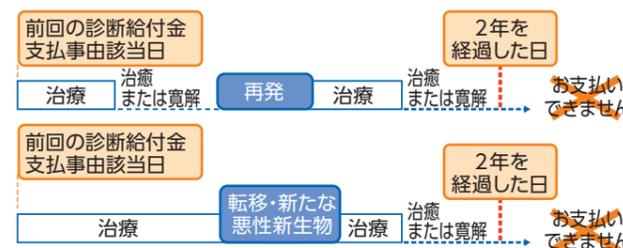
【ケース③】

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年以内に再発・転移・新たな悪性新生物が生じた等、診断給付金のお支払事由に該当したときで、2年を経過した日の翌日以降に悪性新生物の治療を直接の目的とした入院を開始した場合や入院または通院による治療を行っているとき(その治療を行った日において治癒または寛解状態^(*)でない場合に限り)には、その治療を行った日に新たな診断給付金のお支払事由に該当したものとみなして診断給付金をお支払いします。



【ケース②】

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過する前に、悪性新生物と診断された後、治癒または寛解状態^(*)となったとき。



【ケース④】

前回の診断給付金支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降も入院や通院で治療を継続されている場合で、転移や新たな悪性新生物が生じていないとき。



重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご契約いただいている特約を保険証券にてご確認のうえ、該当部分をご覧くださいますようお願いいたします。

契約概要

P.8～P.15

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

がん治療支援保険NEO(がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型))

- 商品の特長・仕組み…………… P.8
- 主契約の保障内容…………… P.9
- 特約の保障内容…………… P.10～P.12
- その他ご確認ください事項…………… P.13～P.15

注意喚起情報

P.16～P.22

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.23～P.24

ご契約のお申込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.25

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について
商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター
〈商品についてのご案内〉
☎ 0120-300-352
〈上記以外の生命保険全般に関するご相談〉
☎ 0120-016-234
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

商品の特長・仕組み

1 がん治療支援保険NEOの特長と仕組み

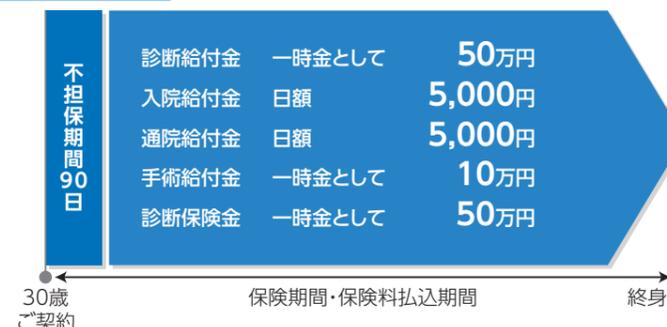
特長

■ がんと診断された場合や、がんの治療のために入院をされた場合の保障を確保できます。

ご契約例 (Bタイプ/終身保障・終身払込タイプの場合)

(計算基準日：2020年4月1日)

- ・ ご契約年齢：30歳(男性)
- ・ 診断給付金
- ・ 入院給付金
- ・ 通院給付金(がん通院特約)
- ・ 手術給付金(がん手術特約)
- ・ 診断保険金(悪性新生物初回診断特約)
- ・ 悪性新生物保険料払込免除特則付加
- ・ 月払保険料(口座振替):2,027円



- がんの保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。
- 上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

主契約の保障内容

2 主契約の概要、給付金額等について

悪性新生物保険料払込免除特則は、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
診断給付金	以下の①または②に該当したとき ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当したとき ・初めて悪性新生物と診断確定されたとき ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定されたとき ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定されたとき ②初めて上皮内新生物と診断確定されたとき	診断給付金額 支払限度回数 2年に1回 ただし、上皮内新生物に対する診断給付金は保険期間を通じて1回	給付金受取人	・2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
入院給付金	がんの治療を直接の目的として所定の入院をしたとき	入院給付金日額 × 入院日数	-	・同一の日に2回以上入院した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
保険料払込みの免除	以下の①または②に該当したとき ①病気やケガにより、所定の高度障害状態となったとき ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき	将来の保険料のお払込みを免除	-	・責任開始期については、欄外の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。
悪性新生物保険料払込免除特則 (ご契約に付加した場合)	上記の「保険料払込みの免除」のほか、初めて悪性新生物と診断確定されたとき	将来の保険料のお払込みを免除	-	・上皮内新生物は対象になりません。 ・責任開始期およびがんの定義と診断確定については、欄外の「責任開始期およびがんの定義と診断確定について」をご覧ください。

責任開始期およびがんの定義と診断確定について

責任開始期 (ご契約上の保障を開始する時期) について	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します^(※)。ただし、悪性新生物保険料払込免除特則以外の保険料払込みの免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。 (※) 詳細は、P.18 注意喚起情報「保障は保険期間の始期からその日を含めて91日目から開始します」をご参照ください。 責任開始期の前日までにがんが診断確定された場合は、ご契約者、被保険者または給付金受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。
がんの定義と診断確定について	<ul style="list-style-type: none"> この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款の別表に定めるものとします^(※)。 (※) 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

特約の保障内容

3 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1 がん手術特約	P.11
2 がん通院特約	P.11
3 悪性新生物初回診断特約	P.11
4 抗がん剤治療特約	P.12
5 がん先進医療特約	P.12

⚠️ ご注意 (特約の責任開始期および対象となるがんについて)

〈特約の責任開始期(特約上の保障を開始する時期)について〉

- 主契約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を特約の責任開始期とし、その日から特約上の保障を開始します。
- 特約の責任開始期の前日までにがんが診断確定された場合は、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、**特約は無効となります。**

〈特約の対象となるがんの定義と診断確定について〉

- 特約ごとにお支払いの対象となるがんは下表のとおりです。

(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	悪性新生物	上皮内新生物
1 がん手術特約、2 がん通院特約、4 抗がん剤治療特約、5 がん先進医療特約	○	○
3 悪性新生物初回診断特約	○	×

- 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ特約条項の別表に定めるものとします^(※)。

(※) 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合、その他の所見を認めることがあります。

1 がん手術特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
手術給付金	がんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき (所定の手術には、所定の放射線治療を含みます。)	手術給付金額	給付金受取人

- 同一または異なる種類の複数の手術を同一の機会に受けた場合、手術給付金は1回のみお支払いします。
- ファイバースコープによる手術や放射線照射などは、60日間に1回をお支払いの限度とします。また、ドレナージ、穿刺、神経ブロック、輸血、骨髄移植、さい帯血移植、術中術後自己血回収術は対象となりません。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

2 がん通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	がんの治療を直接の目的として所定の入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療を目的として、以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○ 入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○ 退院日の翌日からその日を含めて180日以内	通院給付金日額×通院日数 支払限度日数 1回の入院につき:45日 保険期間を通じて:730日	給付金受取人

- 同一の日に2回以上通院した場合は、1回の通院とみなします。
- がんの治療を直接の目的とする入院期間中に通院した場合、その通院については通院給付金をお支払いしません。
- 通院給付金の支払日数が保険期間を通じて730日に達したときは、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

3 悪性新生物初回診断特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
診断保険金	初めて悪性新生物と診断確定されたとき	診断保険金額 支払限度回数 保険期間を通じて:1回	給付金受取人

- 診断保険金をお支払いしたときは、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

4 抗がん剤治療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
治療給付金	以下のすべてを満たす入院または通院をしたとき ○ がんの治療を直接の目的とした所定の入院または通院 ○ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院	(お支払事由に該当した月ごとに) 治療給付金額 支払限度月数 保険期間を通じて:60か月	給付金受取人

- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により治療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 治療給付金の支払月数が保険期間を通じて60か月に達したときは、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

5 がん先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
先進医療給付金	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料 支払限度額 保険期間を通じて:2,000万円	給付金受取人

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

その他ご確認いただきたい事項

4 お取扱いについて

タイプ	給付金額等						保険期間
	がん治療支援保険NEO 診断給付金額	がん通院特約 入院給付金日額	がん手術特約 手術給付金日額	抗がん剤 治療特約 治療給付金額	がん先進 医療特約 先進医療 給付金額	悪性新生物 初回診断特約 診断保険金額	
Aタイプ	500,000円	5,000円	100,000円	50,000円	通算2,000万円	500,000円	終身 または10年
Bタイプ							
Cタイプ	1,000,000円	10,000円	200,000円	100,000円	通算2,000万円	任意付加 500,000円	
Dタイプ							

- 上記の他、所定の範囲でお選びいただけるフリータイプ(Eタイプ)があります。
- いずれのタイプでも、保険期間を終身とする場合、悪性新生物保険料払込免除特則を付加することができます。
- 保険期間を終身とする場合も、抗がん剤治療特約・がん先進医療特約の保険期間は10年となります。
- がん先進医療特約は、1契約限りのお申込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます)。
- お申込時に医師の診査は不要です(告知のみでお申込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合等は、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 東京海上日動あんしん生命でがん保険契約等に既にご加入されていて、ご契約を乗換えることを希望される場合は、お申込みいただく前に取扱者/代理店にご相談ください。ご加入されている契約の状況によっては、「がん保険契約等の乗換に関する特約」を付加できる場合があります。
- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

5 保険料のお払込みについて

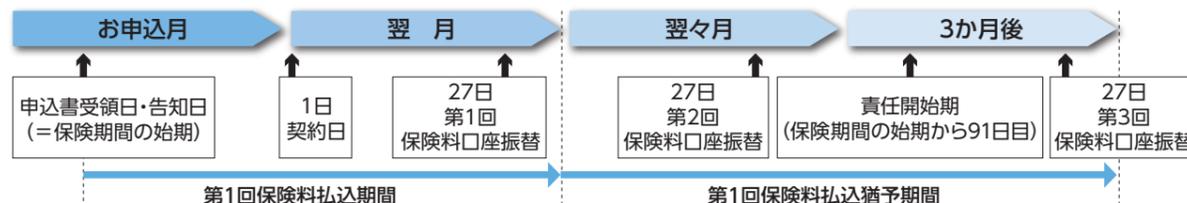
払込期間	終身、60歳まで、10年(抗がん剤治療特約・がん先進医療特約は10年)
払込方法	月払、年払
払込経路	口座振替(責任開始期に関する特約を付加)

- 責任開始期に関する特約(申込書受領日^(※)と告知日のいずれか遅い時を保険期間の始期とする特約です)を付加して、第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合の取扱いは次のとおりです。
(※)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

〈第1回保険料の払込期間および払込猶予期間〉

- ・ 払込期間(保険料をお払込みいただく期間): 保険期間の始期からその翌月末日まで
- ・ 払込猶予期間: 払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

「責任開始期に関する特約」の付加による口座振替について(月払の例)



〈ご請求が間に合わなかった場合や残高不足等で口座振替できなかった場合〉

月払	保険期間の始期の属する月の翌々月27日に2か月分の保険料を口座へ請求します。
年払	保険期間の始期の属する月の翌々月27日に保険料を口座へ再請求します。

保険期間の始期の属する月の翌々月の請求が振替不能となった場合は、請求月の翌月に保険料お払込みのご案内(コンビニ払込票)をご契約者宛に送付しますので、保険料払込猶予期間内にお払込みください(月払契約の場合は3か月分の保険料をお払込みください)。

〈払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合〉

ご契約は無効となります(ご契約の効力が当初からなくなり、保障がなくなります)。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金のお支払いはありません。また、ご契約の復活のお取扱いはありません。

- 契約日は、月払の場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特約をご選択いただいた場合(責任開始期に関する特約を付加しない場合)、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

6 解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、次の①と②のうちいずれか小さい額とします。
 - ①解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金^(※)の30%
 - ②診断給付金額の0.1倍
 (※)契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより金額が異なります。
- 付加される特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ご契約を途中でおやめになると、解約返戻金はまったくないか、あってもお払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな額となります。

7 自動更新について

■ 次のいずれかに該当する場合、保険期間が満了し、所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。

- ・ 10年保障・10年払込タイプのご契約をされた場合
- ・ 抗がん剤治療特約またはがん先進医療特約を付加された場合^(※)

(※)主契約の保険期間が終身の場合、抗がん剤治療特約またはがん先進医療特約のみ更新のお取扱いがあります。

■ 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。また、更新後の保険期間を終身とすることができます。)

■ ご契約が更新された場合、給付金等のお支払い、保険料払込みの免除および責任開始期については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、給付金等の支払限度については、更新前後の支払日数、支払回数、支払額等を通算して適用します。

■ 更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります)。

■ 更新後のご契約には、更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。

8 契約者配当について

この保険の主契約および特約は、契約者配当金はありません。

9 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

10 ご留意いただきたい点について

■ 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

■ 実際のご契約内容(保険期間・給付金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご確認ください。

■ 超保険^(※)のお取扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。

(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、「ご契約のお申込日」から、その日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフができます。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申出方法〉

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。必ず郵便にて下記住所宛にお申出ください。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

① 私は下記契約の申込みの撤回を行います。

② 申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

③ 住所 東京都××区〇〇〇〇

④ 電話番号 03-****-****

⑤ 証券番号 xxxxxxxxxxxx

⑥ 取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦ 保険料 □□□□円

⑧ 返金先口座 〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇

口座名義人 アンシン タロウ

⑨ クーリング・オフの理由(任意でご記入ください)

お申込者(ご契約者)
ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払いいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限り
ます。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等について ありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(特定障害不担保等)でお引受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。

告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、給付金等をお支払いできないことがあります。

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことがら、告知書等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期または復活日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- 保険期間の始期または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません**(※)。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

(※)ただし、給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

〈責任開始期の前日までがんと診断確定されていた場合は?〉

- 責任開始期(復活の場合は、復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)の前日までがんと診断確定されていた場合は、その事実を知っているといたにかかわらず、ご契約は無効となり、**給付金をお支払いできません。**また、告知前がんと診断確定されていたことをご契約者または被保険者が知っていた場合は、すでにお払込みいただいた保険料は**お返しいたしません。**この場合、解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込み後または給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は保険期間の始期からその日を含めて 91日目から開始します

- お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、第1回保険料のお払込方法に応じて、保険期間の始期は以下になります。**なお、保険期間の始期からその日を含めて91日目を責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)とします。**

第1回保険料の払込方法	保険期間の始期
①口座振替によりお払込みされる場合 (「責任開始期に関する特約」を付加する場合)	「申込書受領日」(*)または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。
②東京海上日動あんしん生命指定の口座にお振込みされる場合 (契約日特約を選択いただく場合)	「東京海上日動あんしん生命指定の口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時。

(※)情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

- 保険料払込みの免除(悪性新生物保険料払込免除特約は除きます)については、上記にかかわらず保険期間の始期を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
- 「責任開始期に関する特約」を付加する場合の第1回保険料の払込期間および払込猶予期間については、**P.14** 契約概要「**5** 保険料のお払込みについて」をご覧ください。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払込みください

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には保険料の自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約当日日まで

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります(例えば、復活の手続きをされるまでがんと診断された場合は復活できません)。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 主契約の保険料払込期間満了後に特約保険料のみをお払込みいただくときは、払込猶予期間内に特約保険料のお払込みがないと、**特約は解約されたものとし、特約の復活は請求できません。**

5 給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**

- 責任開始期の前日までにがんが診断確定され、ご契約が無効となった場合
- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による保険料払込みの免除事由該当の場合 など)
- 保険料払込みの免除について、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、保険料の払込みを免除できることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払込まれないことにより、ご契約が無効となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき/ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**
- **保険料払込期間中の解約返戻金はありません。**
- 保険料払込期間満了後の解約返戻金は次の①と②のうちいずれか小さい額とします。
 - ①解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の30%
 - ②診断給付金額の0.1倍
- 付加される特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 悪性新生物保険料払込免除特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
 (お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構
 TEL:03-3286-2820
 [月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
 また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
 (*)告知義務についての詳細は [P.17](#)「②最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
 - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 ただし、東京海上日動あんしん生命のがん保険契約等にご加入されている場合、「がん保険契約等の乗換に関する特約」を付加することにより、ご契約の保障を途切らせることなく、がん治療支援保険NEOまたはがん診断保険Rに乗り換えることができます。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 - 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

9 税務のお取扱いについて

- お払込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(所得税の介護医療保険料控除額) (住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全額	12,000円以下のとき	全額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$)+10,000円	12,000円を超え 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$)+6,000円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$)+20,000円	32,000円を超え 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$)+14,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円	56,000円を超えるとき	一律 28,000円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- 入院給付金等をお受取りになる場合
給付金等は、被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは税金がかかりません。
(2019年12月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますのでご確認ください。
- 給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

 **0120-536-338**
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 被保険者が受取人となる給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、一定の範囲のご親族の方が受取人を代理してご請求いただくことができます。また、保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別な事情がある場合、一定の範囲のご親族の方がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 **0120-016-234**
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命
お客様相談コーナー

 **0120-630-077**
受付時間 平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。
また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認
のうえ、お申込みください。

個人情報に関するご案内

当社および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得
するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当
社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切
の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・
サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|--|---|
| ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に
必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保
険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・
支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)
に対して個人情報を提供すること | ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海
上グループ各社との間または当社と当社の提携
先企業等との間で商品・サービス等の提供・案
内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契
約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を
判断するうえでの参考とするため、個人情報を他
の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保
険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同し
て利用すること | ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・
維持管理、保険金・給付金支払い等に利用する
ため、対象となる保険契約の特定に必要な保険
契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、
生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報
および健康状態に関する情報など当該業務に必
要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講
じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管
理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いにつ
いては、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会
社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった
場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込
書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継
続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者
に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、
一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。
上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約
者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、
それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご
連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等^(※)とともに、保険金・給付金等
のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等^(※)の保有する保険契約等に関する
下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の
氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※)各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者
共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探することができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/bank/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

*東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

▶ **お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する

「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

▶ **ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」

および「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご注意事項〉

- ・「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、お申込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

ご参考

「あんしん生命のお客さまへのサービス」 この保険にご契約のお客さま・ご家族は無料^(注)でご利用いただけます。

メディカルアシスト(各種医療サービス) 0120-363-992

緊急医療相談 / 一般の健康相談 24時間 365日対応

- ・急に激しい頭痛。どうしたらいいの…
- ・もらった薬の副作用が知りたい。



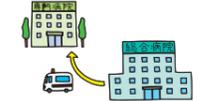
医療機関案内 24時間 365日対応

旅行先で急病!
最寄りの病院を知りたい!!



転院・患者移送手配 24時間 365日対応

出張先で倒れ入院。
自宅近くの病院に
転院したい…



(*)転院・移送の実費についてはお客さまのご負担となります。

予約制 専門医相談 事前にご予約ください

持病の腰痛が気になる。
良い治療法はないかな…



がん専用相談窓口 事前にご予約ください

抗がん剤を投与する予定。精神的にも体力的にも不安…

がんに関するさまざまなお悩みに、大学病院の教授・准教授クラスを中心とした、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。さらに、がんと闘う患者さまとご家族の心の問題にも対応します。

「メディカルソーシャルワーカー」とは、医療機関において、患者さまご本人やご家族の抱える心理・社会・経済的な問題に対して、課題解決への援助を行う専門職です。



人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30
(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。医療機関・検診内容によっては、割引が適用されない場合があります。

がんお悩み訪問相談サービス

0120-363-992
予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは、東京海上日動あんしん生命グループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。